

令和7年7月15日

弊社と繋がる皆様へ

### 大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について

令和7年6月30日付けで国土交通省住宅局から、国住指第150号並びに国住参建第1574号で標題に関する文書が発出されたところです。主意としては防火構造、準耐火構造等の認定工法において認定条件に附されていない断熱材等を充填することは当該認定として許容されるものではなく、改めて断熱材等の充填を条件として附した認定を再取得する必要があるとするものです。

本年4月に施行された改正省エネ関連法（建築基準法の手続きを含む。）により住宅にも省エネ基準への適合義務化がなされた中、特に建物の外壁には断熱材を充填する必要がある一方、防耐火構造の認定工法の再認定取得までの間、使用できなくなることは特に住宅供給産業に及ぼす影響が甚大であることもあり、当社としても関係各方面に問い合わせ等をおこなってきたところです。

この市場の混乱の中、令和7年7月4日以降、Q&Aとして部分的な国の見解が順次示されたところではありますが、限定された認定工法に対する取り扱い

いであり、かつ認定書中の認定条件に直接的に附していないものであっても、当時の試験は断熱材を充填して実施していたとする理由については、他の認定工法についても同様の条件下にあるのか否か、当社として認定書等から判断することができません。このことから、ご使用される断熱材が防耐火構造の認定条件に含まれるか、また認定書の条件に附されていない場合であってもQ&A同様に取り扱うことができるか否かについては其々認定を取得したメーカーに、直接お問合せください。

また、Q&Aでは、断熱材についてもグラスウール若しくはロックウールに限定していることから、ご使用される断熱材のメーカーに対して、発出された文書の内容に適合するかご確認ください。

当面の間、当社も含め業界全体の混乱が続くと思われませんが、新たなQ&Aや特定行政庁の見解が示される等の進展がありましたら、改めて情報提供させていただきます。

アール・イー・ジャパン株式会社

業務部 (072-669-7342)